

(別紙5)

京都府における効果的な捕獲に係る市町村連携の評価報告
(効果的捕獲促進事業)

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	ニホンジカ
実施時期	令和4年1月7日～ 令和4年3月25日
連携市町村名	京都市、南丹市

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

これまで本事業の猟法として主に巻き狩りを実施してきており、今年度も狩猟における銃猟よりもわずかに高い捕獲効率を維持したが、捕獲目標頭数の38%の捕獲となった。次年度においても、継続して同地区で捕獲を実施するため、設定した目標の達成に努め、生息密度の半減を目指す。

ただし、捕獲実施区域の選定については、地域の捕獲者以外の者が捕獲を担うことについての理解が進んでいるとは言えず、必要な箇所（生息密度が高く捕獲圧が低い等）であっても本事業等による捕獲が困難な現状があるため、今後も市町村との連携により、本事業効果の周知を図りながら捕獲事業への理解を得ていく必要がある。

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月 (予定)	構成機関の名称	役割分担
名称：京都府中部地域指定管理鳥獣捕獲等協議会 設立年月：令和2年12月	京都市 南丹市 京都府	京都府：事務局 京都市及び南丹市： 周辺地域及び狩猟者との 連絡調整等

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の具体的な取組内容

京都府では対応が困難な事柄について市の協力を得られたことで、広域での被害防止捕獲事業との調整や、事業実施区域（自治会）への周知、説明会開催などの連絡調整を滞りなく進めることができ、安全に効果的な捕獲を進めることができた。

また、捕獲の経過や効果を地域の方々に報告することで、捕獲の効果を実感して頂くことができ、地域における捕獲や被害防除に対する意識が高まった。

注1：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の取組を具体的に記入すること。

注2：事業終了後の評価報告においては、注1の課題等を踏まえ、評価結果について記入すること。

5 その他

--

注：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

対象市町村位置図



京都府中部地域指定管理鳥獣捕獲等事業協議会規約

令和2年12月24日制定

(名称)

第1条 この協議会は、京都府中部地域指定管理鳥獣捕獲等事業協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、京都府が行う指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）について、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領（平成27年4月10日環自野発第1504103号）に基づき、市町村と連携することにより、一層効果的な捕獲等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 捕獲等事業に関する関係市町村との協力、連携の促進
- (2) 指定管理鳥獣の効果的、効率的な捕獲方法等の普及、指導
- (3) 府が定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等への助言、その他の業務

2 協議会は、業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

(構成員)

第4条 京都府、京都市、南丹市及びその他協議会が必要と認める者とする。

(範囲)

第5条 捕獲等事業の範囲は、指定管理鳥獣の生息密度が高い次の地域とする。なお、追加等が必要な場合は、随時、地域の見直しを行う。

京都市右京区京北、南丹市日吉町

(事務局)

第6条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は京都府農林水産部農村振興課をもって組織する。

(協議会の開催)

第7条 事務局は年1回程度、協議会を開催しなければならない。

(事業計画及び実績報告)

第8条 事務局は指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画について、前年度の実績と併せ、協議会において意見を聞くものとする。

(事務経費等)

第9条 協議会の事務に要する経費は、事務局が負担するものとする。

(細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年12月24日から施行する。